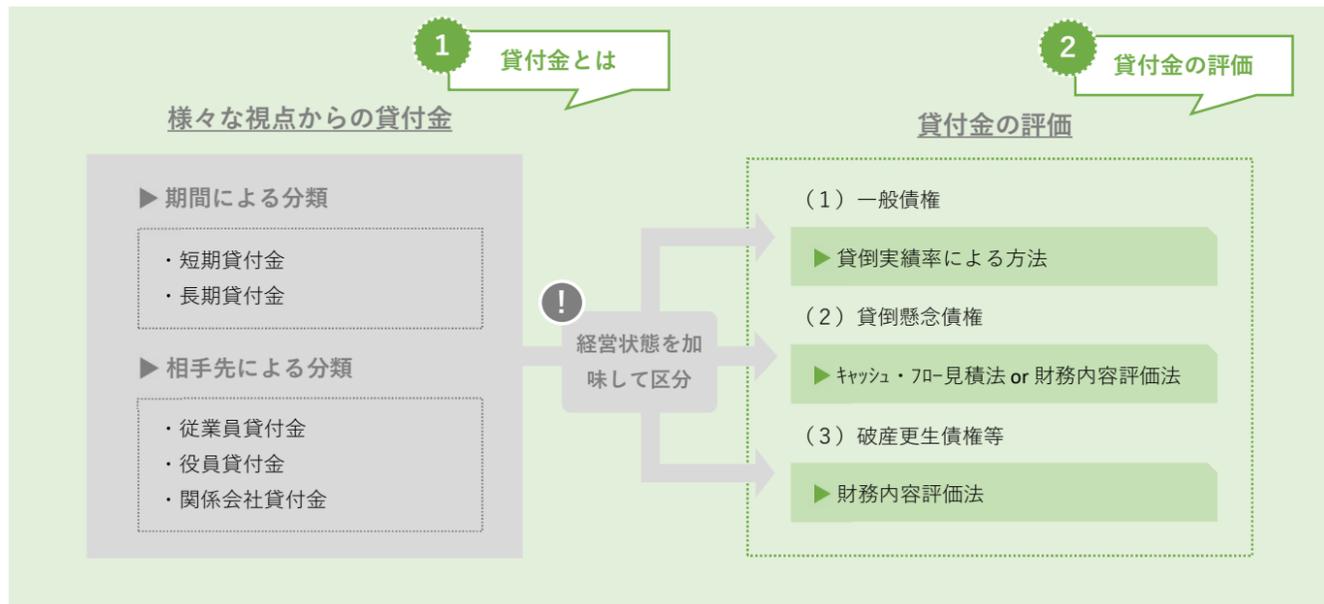


【全体概要図】



1 長期貸付金とは

⇒ 貸借対照表日から一年間を超えて返済を受ける貸付金を「長期貸付金」といい、投資その他の資産に区分される。企業が他社（他者）に金銭を貸し付けた場合、当然この金銭を返してもらおう権利が発生する。これが貸付金であり、このように将来金銭や一定の行為を請求できる権利を広く債権という。返済期限が一年以内の貸付金は「短期貸付金」とされ、流動資産の区分に分類される。なお、貸付金はその貸付先によって、「関係会社貸付金」や「従業員貸付金」といった勘定科目で管理されることもある。これは、貸付先が従業員、役員、子会社等である場合には、表示上の勘定科目にて表現するか、勘定科目を区分しない場合には注記が求められるためである。

このように、貸付金は「期間」による区分と、「誰に」に対する貸付かという二つの側面で勘定科目を分類する傾向にある。ただし、相手による分類は企業によって幅があり、そもそも分類をしない企業もある。

借入金の場合、返済期限が一年間を超える「長期貸付金」であっても、一年以内に返済期限を迎える返済については「一年以内返済予定長期借入金」とするよう長期貸付金についてもワンイヤールールを適用し、「一年以内回収予定貸付金」とすることが望ましいが、このような勘定科目を使用しないケースも多い。

長期貸付金は科目性質上長期間存在するため、特に評価について注意が必要である。

【参考】貸付金の分類と勘定科目

	期間による分類		
	一年間以内に回収	一年間を超えて回収	
相手先による分類	通常（下記以外）	短期貸付金	長期貸付金
	従業員、役員、子会社等	従業員短期貸付金等	従業員長期貸付金等

2 長期貸付金の評価

⇒ 前述の通り、貸付金は長期、短期に関わらず評価が必要となるが、その方法は貸倒引当金を計算することで行われる。計算にあたり、債務者の経営状態によって債権を3段階に区分することになるが、この区分は非常に重要な判定となる。各区分に分類される債権の概要と、貸倒引当金の計算方法は以下の通りである。なお、財政状態が悪くなるにつれて（1）⇒（2）⇒（3）の順に債務者区分は落ちていく。

(1) 一般債権

一般債権とは、「経営状態に重大な問題が生じていない債務者」に対する債権をいう。他の方法に比べ、通常、最も引当率が低くなる債務者区分である。一般債権については「貸倒実績法」を用いて貸倒引当金を計算する。「貸倒実績法」は、債権全体に対して過去の貸倒実績率等乗じて貸倒引当金を計算する方法である。この方法は他の方法と異なり、「貸倒実績法」だけは個別の債権に対する見積りを行うのではなく、一般債権に属する債権全体に対して一括で引当金を計上することとなる。

(2) 貸倒懸念債権

貸倒懸念債権とは、「経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者」に対する債権をいう。通常、破産更生債権等に比べると引当率は低いが、一般債権に比べると引当率は高くなる。三分類の中では中間に位置するが、引当率は（1）に比べ大きく増加する傾向があり、（1）と（2）の区分差は大きい。この分類に属する債権に対しては、「キャッシュ・フロー見積法」又は「財務内容評価法」のいずれかによって貸倒引当金を計算する。二つの方法が認められているのは、貸倒懸念債権のみ。「キャッシュ・フロー見積法」では、将来の元本回収額及び利息を現在価値に割り引くことで現在の債権価値を計算し、期末残高との差額を引当金として計上する方法。「財務内容評価法」は債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引き、支払能力を加味したうえで引当額を見積もる方法をいう。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等とは、「経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者」に対する債権をいう。他の方法に比べ、通常、最も引当率が高くなる債権者分類であり、最も回収可能性の低い債務者区分。破産更生債権等は、「財務内容評価法」のみが認められている。算定方法は（2）で出た方法と同様だが、原則として、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引いた額の全額に引当が求められる。

【参考】債務者区分と引当金計算方法の概要

